

## 地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	道路管理課	整理番号	229
許認可等の種類	市町村による歩行安全改築の要請に対する判断等				
根拠法令条例等・条項	道路法第47条の6第3項及び第5項				
許認可等の概要	市町村による歩行安全改築の要請があった場合に、当該歩行安全改築を行うこととすることかどうかを判断し、行うときは工事計画書の案を作成し、行わないこととするときは、その旨及びその理由を市町村に通知する。				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(事例なし)				
基準の制定根拠					
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(事例なし)				
期間の制定根拠					